

九重町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 8,302	千円 8,902,664	千円 511,838	千円 1,470,202	% 16.5	% 14.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

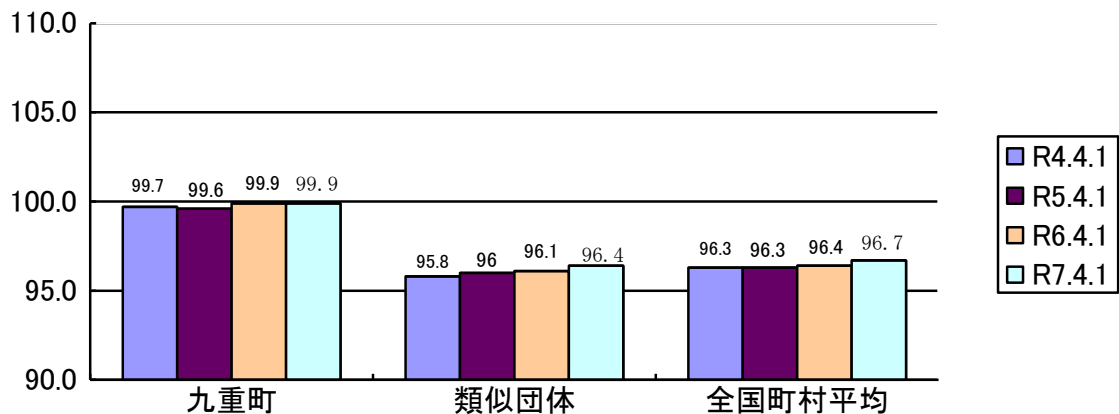
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 143	千円 476,237	千円 64,552	千円 207,896	千円 748,685	千円 5,235	千円 5,865

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

(4)給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A-B	勧告 (改定率)		
6年度	— 円	— 円	— 円 (— %)	— %	— %	3.62 %

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の 支給月数B	格差 A-B	勧告 (改定月数)		
6年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	4.65 月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われ賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容)給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 該当地域ではない

(実施時期) 該当地域ではない

③その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6)特記事項

令和7年4月1日から令和8年3月31日の間、給料削減措置を実施。(6級2.5%、7級5.0%)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
九重町	40.0歳	324,000円	364,515円	347,407円
大分県	41.3歳	327,419円	409,972円	354,409円
国	41.9歳	332,237円	－円	414,480円
類似団体	41.5歳	314,125円	360,652円	343,827円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
九重町	53.1歳	3人	371,400円	388,800円	378,733円	－	－	－	－
うち給食調理員	53.1歳	3人	371,400円	388,800円	378,733円	－	－	－	－
大分県	52.5歳	137人	317,894円	359,815円	333,731円	－	－	－	－
国	51.3歳	1,703人	294,567円	－	337,907円	－	－	－	－
類似団体	52.1歳	－人	292,798円	321,070円	309,188円	－	－	－	－

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
九重町	－	－	－
うち給食調理員	6,635,951円	－	－

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4年～6年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
九重町	33.4歳	292,250円	301,425円
大分県	42.9歳	363,899円	402,604円
類似団体	40.3歳	290,786円	315,533円

(注) 1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		九 重 町	大 分 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	226,400円	220,000円
	高 校 卒	188,000円	195,200円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	188,000円	193,200円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円
教 育 職	大 学 卒	220,000円	252,900円	－ 円
	高 校 卒	188,000円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	279,600 円	323,400 円	379,500 円	－ 円
	高 校 卒	253,200 円	288,500 円	333,000 円	400,920 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
教 育 職	大 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

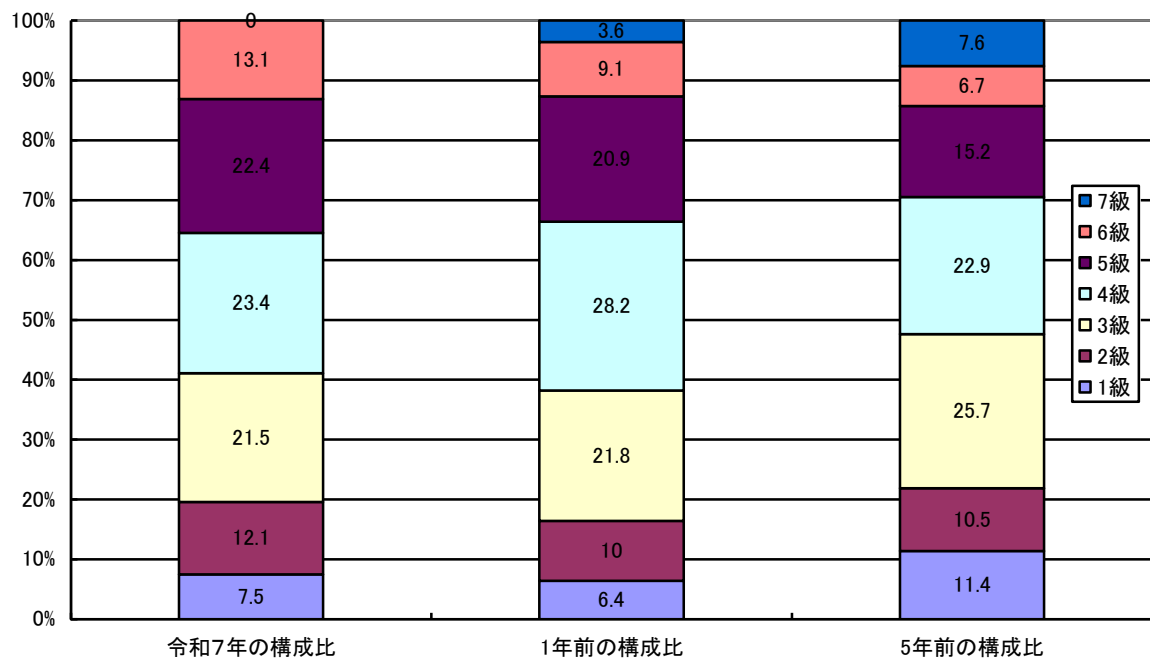
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

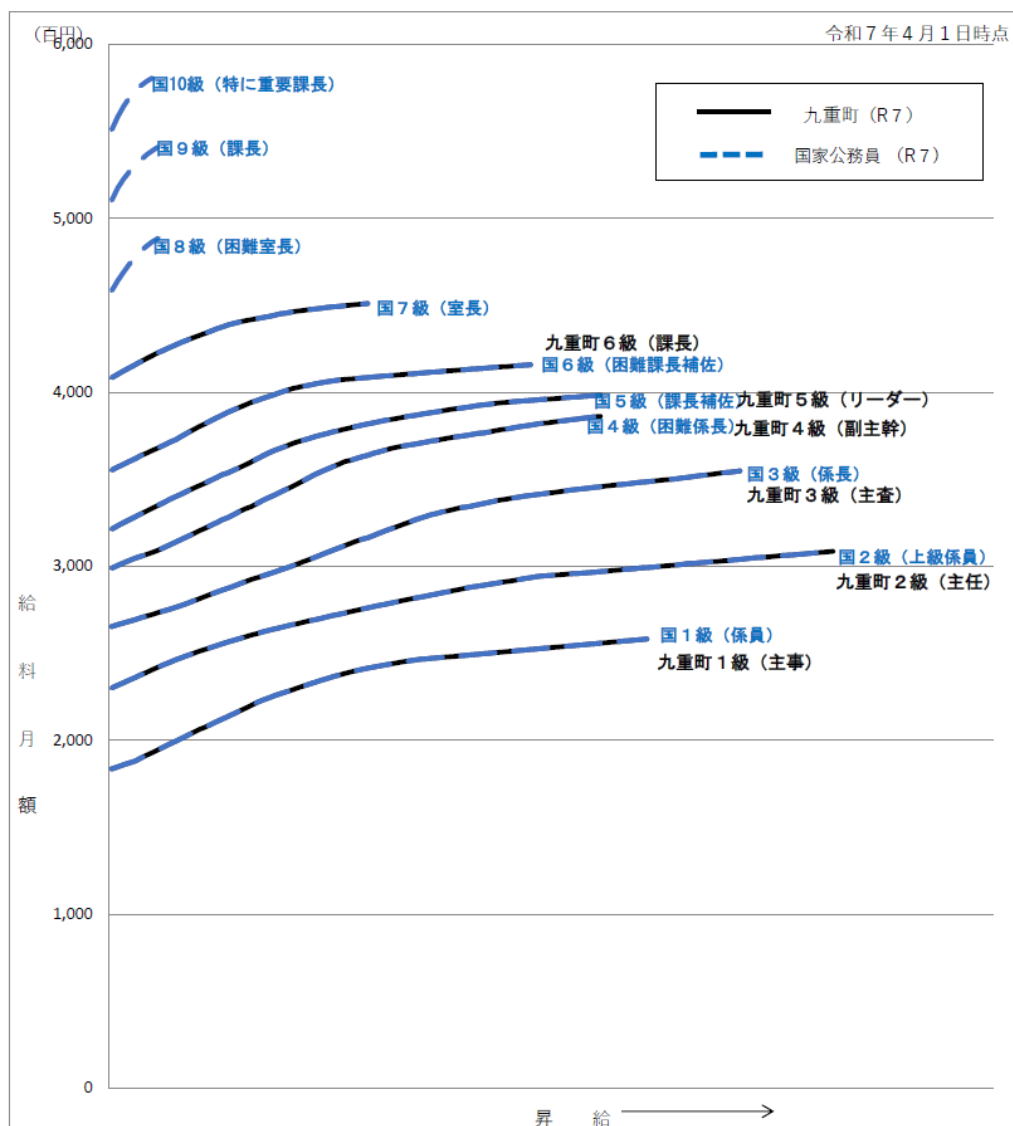
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う事務員、技術員、主事及び技師の職務 保健師、保育教諭、栄養士及び看護師の職務	8 人	7.5 %	183,500	258,100
2 級	主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う保健師、保育教諭、栄養士及び看護師の職務	13 人	12.1 %	230,000	308,500
3 級	主査、主任保健師、主幹保育教諭、主任栄養士及び主任看護師の職務	23 人	21.5 %	265,300	354,700
4 級	リーダー及び副主幹の職務 高度の業務を処理する主任保健師、主幹保育教諭、主任栄養士及び主任看護師の職務	25 人	23.4 %	298,800	386,100
5 級	困難な業務を処理するリーダーの職務 園長及び主幹の職務 専門幹の職務	24 人	22.4 %	321,300	398,200
6 級	会計管理者、課長、室長、局長、館長、所長及び参事の職務 困難な業務を処理する園長及び主幹の職務	14 人	13.1 %	355,200	415,700
7 級	困難な業務を所掌する課長、室長、局長、館長、所長及び参事の職務	0 人	0.0 %	408,300	450,900

(注)1 九重町の規則に基づく級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) Comparison of Salary Scale Curves (Administrative Positions (I)) (As of April 1, Heisei 7)



(3) 昇給への勤務成績の活用状況(一般行政職)(九重町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和9年4月		令和9年4月	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

九重町	大分県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,563千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,725千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分	昇給可能な 成績率	昇給実績が 成績率	昇給可能な 成績率	昇給実績が ある成績率	
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期	令和9年4月	令和9年4月			

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

九 重 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率 83.7/100 (国を上回る割合としている場合、その理由)			調整率 83.7/100		
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし) (退職時特別昇給を設けている理由)			その他の加算措置		
自己都合 応募認定・定年 1人当たり 平均支給額 10,837千円 22,279千円					

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(7年4月1日現在)

支 給 実 績(6年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当(7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		0 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	保健師	感染症防疫作業	0 千円	日額 1,000円
行旅死亡人の遺体収容に従事する職員の特殊勤務手当		遺体収容	0 千円	1死体 5,000円
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当		巡回監視	0 千円	日額 710円
		応急作業等		日額 1,080円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	20,627千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	251千円
支給実績(令和5年度決算)	20,802千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	305千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当(7年4月1日現在)

支 給 実 績(6年度決算)		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		円
支給対象地域	世帯主当の区分	支給額(月額)
		円
		円
		円
		円
		円
		円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(7) その他の手当(7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給。 配偶者3,000円 子 11,500円		同じ		14,798千円	224,212円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給。(27,000円上限)		異なる	上限額等を国より低く設定	12,096千円	281,302円
通勤手当	交通機関、交通用具利用者に対して支給。(2,200～55,000円)		異なる	1kmごと	9,570千円	70,888円
管理職手当	課長(7級)	41,000円	異なる	金額対象者	7,416千円	463,500円
	課長(6級)	38,000円				
	参事	34,000円				
	園長	27,000円				
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が休日等において、臨時又は緊急の業務のため勤務した場合に支給。(3,000円～12,000円)		異なる	金額	45千円	4,500円

5 特別職の報酬等の状況(7年4月1日現在)

区 分				給 料		月 額		等	
給 料	町 長			733,000円 (- 円)	(参考)類似団体における最高／最低額				
	副 町 長			596,000円 (- 円)	843,000円 / 506,100円 700,000円 / 434,200円				
報 酬	議 長			301,000円 (- 円)	337,000円 / 230,000円				
	副 議 長			260,000円 (- 円)	280,000円 / 182,000円				
	議 員			250,000円 (- 円)	258,000円 / 165,000円				
期 末 手 当	町 長			(令和6年度支給割合)					
	副 町 長			2.50月分					
退 職 手 当	議 長			(令和6年度支給割合)					
	副 議 長			2.50月分					
	議 員								
退 職 手 当	町 長			(算定方式)	(1期の手当額)		(支給時期)		
	副 町 長			733,000円×在職年数×500/100	14,660,000円		任期毎		
	副 町 長			596,000円×在職年数×290/100	6,913,600円		任期毎		
	備 考								

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

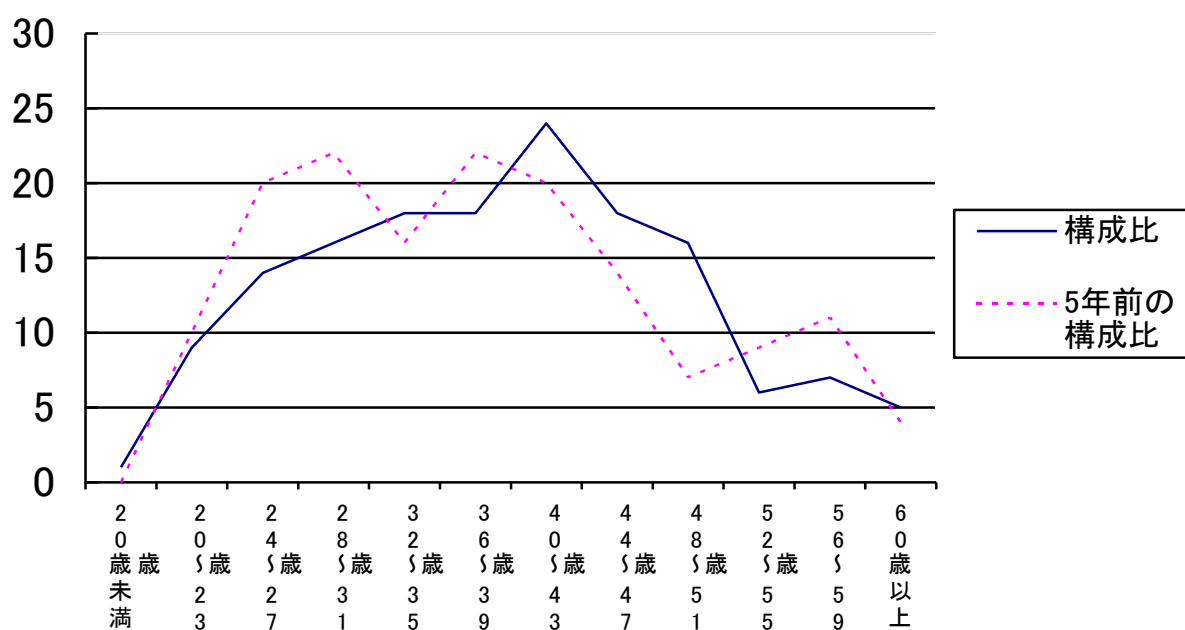
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会・総 務	34人	35人	1人	
		税 務	12人	12人	0人	
		福 祉	37人	36人	△1人	
		経 済	24人	22人	△2人	
		土 木	12人	12人	0人	
	計	119人	117人	△2人	<参考> 人口1万人当たり職員数 145.31人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 144.89人)	
	教 育 部 門	23人	26人	3人		
消 防 部 門	0人	0人	0人			
小 計	142人	143人	1人	<参考> 人口1万人当たり職員数 177.60人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 172.72人)		
公 営 企 業 等	水 道	2人	2人	0人		
	そ の 他	8人	7人	△1人		
小 計	10人	9人	0人			
合 計			152人 [216]	152人 [216]	0人	<参考> 人口1万人当たり職員数 188.77人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(7年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	1人	9人	14人	16人	18人	18人	24人	18人	16人	6人	7人	5人	152人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年 度	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の 増減数 (率)
一 般 行 政	111	114	116	117	119	117	7(5.41%)
教 育	28	26	26	25	23	26	△2(△7.14%)
普通会計等	139	140	142	142	142	143	4(2.88%)
公 営 企 業 等 会 計 計	11	11	10	10	10	9	△2(△18.18%)
総 合 計	150	151	152	152	152	152	2(1.33%)

(注) 各年における定年管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
6年度	千円 161,896	千円 △25,263	千円 12,954	% 8.00	% 13.03

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 2	千円 7,161	千円 823	千円 2,877	千円 10,861	千円 5,431	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
九 重 町	38.0歳	298,388 円	447,994 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事 業 者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

九 重 町	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,438千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,593千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(7年4月1日現在)

九 重 町			団体平均
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置			
(退職時特別昇給	なし	)	
1人当たり平均支給額	－ 千円	－ 千円	

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(7年4月1日現在)

支 給 実 績(6年度決算)			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当(7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		0 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業に従事する 職員の特殊勤務手当	保健師	感染症防疫作業	0 千円	日額 1,000円
行旅死亡人の遺体収容に従 事する職員の特殊勤務手当		遺体収容	0 千円	1死体 5,000円
災害応急作業等に従事する職 員の特殊勤務手当		巡回監視	0千円	日額 710円
		応急作業等		日額 1,080円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	422千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	211千円
支給実績（令和5年度決算）	426千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	213千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他手当（7年4月1日）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異動	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して 支給。 配偶者3,000円 子11,500円	同じ		120千円	60,000円
住居手当	月額12,000円を超える家賃 を支払っている職員に対して 支給。（27,000円上限）	異なる	上限額等を国 より低く設定	174千円	8,700円
通勤手当	交通機関、交通用具利用者に 対して支給。 （2,100～55,000円）	異なる	1kmごと	118千円	58,800円
管理職手当	課長（7級） 41,000円 課長（6級） 38,000円	異なる	金額 対象者	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職 員が休日等において、臨時又 は緊急の業務のため勤務した 場合に支給。 （3,000円～12,000円）	異なる	金額	0千円	0円